

# 福井県報

号外第15号  
令和6年  
3月14日(木)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 条 例

- ※福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(一・財政課)……………九
- ※福井県職員定数条例の一部を改正する条例(二・人事課)……………一〇
- ※附属機関に関する条例の一部を改正する条例(三・同)……………一一
- ※地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(四・同)……………一二
- ※福井県条例の形式を左横書きに改正する条例(五・情報公開・法制課)……………一四
- ※福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(六・市町協働課)……………一六
- ※福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(七・DX推進課)……………一七
- ※福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(八・長寿福祉課)……………二〇
- ※福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(九・同)……………二二
- ※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(十・障がい福祉課)……………二二
- ※福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(十一・同)……………二二
- ※福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(十二・同)……………二三
- ※障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例(十三・同)……………二五
- ※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(十四・児童家庭課)……………二六
- ※福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例(十

- 五・地域医療課)……………三一
- ※福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(十六・同)……………三二
- ※福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(十七・産業技術課)……………三五
- ※家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(十八・中山間農業・畜産課)……………三九
- ※福井県漁港管理条例等の一部を改正する条例(十九・水産課)……………四〇
- ※福井県都市公園条例の一部を改正する条例(二十・都市計画課)……………四三
- ※福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(二十一・建築住宅課)……………四七
- ※福井県証紙条例を廃止する等の条例(二十二・審査指導課)……………四八
- ※福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(二十三・教職員課)……………五〇
- ※市町立学校員負担教職員定数条例の一部を改正する条例(二十四・同)……………五一
- ※福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例(二十五・警察本部)……………五一
- ※福井県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(二十六・子ども未来課)……………五三
- ※福井県公立学校情報機器整備基金条例(二十七・教育政策課)……………五三
- ※情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例(二十八・議政局)……………五四
- ※福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(二十九・同)……………五八

## 本号で公布する条例のあらまし

◇福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一号 財政課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部改正に伴い、手数料の額の改定等を行うこととした。(別表関係)
  - (一) 危険物取扱者試験手数料等の額の改定
  - (二) 高圧ガス保安法に基づく、LPガスの運搬車による高圧ガスの製造許可申請手数料の新設
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)は令和六年五月一日から施行することとした。

◇福井県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二号 人事課)

- 1 定年年齢の引上げ等に対応するため、職員定数を令和十八年度まで増員することとした。(附則関係)
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇附属機関に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号 人事課)

- 1 福井県売春防止対策本部および福井県脳血管・循環器疾患委員会を廃止することとした。(第二条関係)
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第四号 人事課)

- 1 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部改正に伴い、関係条例について、引用条項の整理等を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県条例の形式を左横書きに改正する条例(条例第五号 情報公開・法制課)

- 1 見やすさの向上および事務の効率化を図るため、この条例の施行の際現に公布されている条例(以下「既存条例」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 既存条例の形式を、左横書きに改正することとした。(第二条関係)
- 3 既存条例中の用字および用語を、左横書きに対応したものに改めることとした。(第三条関係)
- 4 この条例は、令和六年九月一日から施行することとした。

◇福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号 市町協働課)

- 1 市町との協議により、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)の改正に伴う新たな事務を全市町に移譲することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号 DX推進課)

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部改正に伴い、事務名称の変更等を行うこととした。(第三条、別表第二および別表第三関係)
- 2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日から施行することとした。

◇福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号 長寿福祉課)

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)等の一部改正に伴い、関係条例について引用する条項の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止する条例(条例第九号 長寿福祉課)

- 1 介護療養型医療施設に関する経過措置期間の終了に伴い、福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第十号 障がい福祉課)

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部改正に伴い、関係条例について引用する条項および用語の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第十一号 障がい福祉課)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者

支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）等の一部改正に伴い、障害者の地域移行の促進のため、障害者支援施設に対し、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握を義務付けることとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号 障がい福祉課）

1 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部改正に伴い、入所者の障害者支援施設等への円滑な移行を図るため、障害児入所施設等に対し、移行支援計画の作成を義務付けることとした。また、障害種別にかかわらず支援できるよう児童発達支援の類型が一元化されたことに伴い、医療型児童発達支援の事業に関する基準を削除することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇障がいのある人もない人も暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例（条例第十三号 障がい福祉課）

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部改正に伴い、県および事業者の障がい理由とする差別の解消のための責務を強化することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第十四号 児童家庭課）

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、関係条例について、引用する法律名および施設名を改正することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十五号 地域医療課）

1 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部改正に伴い、病床数が百床以上の病院に配置が必要な従業者については、栄養士または管理栄養士とすることとした。（第六条関係）

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第十六号 地域医療課）

1 医師不足の地域および診療科における医師を確保するため、所要の規定の整備を行うこととした。

(一) 修学専門研修資金の貸与制度の新設

(二) 修学資金の貸与対象者に自治医科大学の入学者を追加

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)は令和七年四月一日から施行することとした。

◇福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第十七号 産業技術課）

1 福井県工業技術センターの設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額の新設等を行うこととした。（別表関係）

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第十八号 中山間農業・畜産課）

1 近年の利用状況等を踏まえ、病性鑑定手数料、牛の受精卵移植手数料および焼却手数料について、徴収対象の見直し等を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第十九号 水産課）

1 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第二十号 都市計画課）

1 有料公園施設の内々に常時広告物を表示する場合の使用料の額を定めることとした。（第四条および別表第二関係）

2 福井運動公園ボクシング室の専用料金の額を定めることとした。（別表第二関係）

3 トリムパークかなづ等の貸出時間単位を変更することとした。（別表第四関係）

4 丹南総合公園体育館の空調利用料金の限度額を定めることとした。（別表第四関係）

5 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二十一号 建築住宅課）

1 福井県建築基準条例の一部改正関係

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部改正に伴い、耐火構造とすべき

部分の用語の整理を行うこととした。

- 2 福井県手数料徴収条例の一部改正関係  
建築基準法の一部改正に伴い、接道義務、道路内建築制限に該当する既存建物で、大規模修繕等を伴う省エネ改修を行う際の認定申請手数料の額を定めることとした。(別表関係)
- 3 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県証紙条例を廃止する等の条例(条例第二十二号 審査指導課)

- 1 手数料の納付方法の多様化を図り、県民等の利便性を向上するため、福井県証紙条例を廃止することとした。(第一条関係)
- 2 福井県証紙条例の廃止に伴い、関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条および第三条関係)
- 3 廃止前の福井県証紙条例の規定により売りさばきを受けた証紙は、令和十二年三月三十一日までの間に限り、これを返還して現金の還付を受けることができることとした。(附則第二項関係)
- 4 この条例の施行の際現に売りさばき人に指定されている者は、買い受けた証紙を遅滞なく返還しなければならないこととした。この場合において、知事は、令和十二年三月三十一日までに当該返還をした者に対し、現金を還付することとした。(附則第三項関係)
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。(附則第四項関係)
- 6 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二十三号 教育庁教職員課)

- 1 福井県立学校職員の定数を改定することとした。(第三条関係)
  - 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- ◇市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二十四号 教育庁教職員課)
- 1 市町立学校県費負担教職員の定数を改定することとした。(第三条関係)
  - 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二十五号 警察本部警務課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部改正に伴い、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習手数料の額を改定することとした

(別表関係)

- 2 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)の施行に伴い、警備業法、探偵業の業務の適正化に関する法律および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく認定証や届出証明書の再交付、書換え事務等の手数を廃止することとした。(別表関係)
- 3 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第二十六号 こども未来課)

- 1 福井県安心こども基金の設置期限(令和六年五月三十一日)を令和七年五月三十一日まで延長することとした。(附則第二項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県公立学校情報機器整備基金条例(条例第二十七号 教育庁教育政策課)

- 1 初等中等教育段階の公立学校における情報機器の計画的な整備に要する資金を積み立てるため、福井県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。(第二条関係)
- 3 基金の管理に関し必要な事項を定めることとした。(第三条～第七条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例(条例第二十八号 議会局)

- 1 この条例は、情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)
- 2 条例等その他の用語について定義規定を置くこととした。(第二条関係)
- 3 電子情報処理組織による申請等
  - (一) 申請等のうち書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとした。(第三条第一項関係)
  - (二) (一)により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用することとした。(第三条第二項関係)

- (三) (一)により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議会等に到達したものとみなすこととした。(第三条第三項関係)
- (四) 申請等のうち署名等を行うことが規定されているものを(一)により行う場合には、当該署名等については、氏名または名称を明らかにする措置をもって代えることができることとした。(第三条第四項関係)
- (五) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合その他の当該申請等のうち(一)により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、(一)から(四)までの規定を適用することとした。(第三条第五項関係)
- 4 電子情報処理組織による処分通知等
- (一) 処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限り、処分通知等のうち書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとした。(第四条第一項関係)
- (二) (一)により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用することとした。(第四条第二項関係)
- (三) (一)により行われた処分通知等については、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなすこととした。(第四条第三項関係)
- (四) 処分通知等のうち署名等を行うことが規定されているものを(一)により行う場合には、当該署名等については、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができることとした。(第四条第四項関係)
- (五) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合その他の当該処分通知等のうち(一)により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、(一)から(四)までの規定を適用することとした。(第四条第五項関係)
- 5 電磁的記録による縦覧等
- (一) 縦覧等のうち書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により行うことができることとした。(第五条第一項関係)
- (二) (一)により行われた縦覧等については、書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用することとした。(第五条第二項関係)
- 6 電磁的記録による作成等
- (一) 作成等のうち書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとした。(第六条第一項関係)
- (二) (一)により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用することとした。(第六条第二項関係)
- (三) 作成等のうち署名等を行うことが規定されているものを(一)により行う場合には、当該署名等については、氏名または名称を明らかにする措置をもって代えることができることとした。(第六条第三項関係)
- 7 手続等のうち、この条例の規定を適用しないものを定めることとした。(第七条関係)
- 8 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であつて当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、議会等が直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付することを要しないこととした。(第八条関係)
- 9 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- ◇福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二十九号 議政局)
- 1 委員会の公開の原則を定めることとした。(第十六条関係)
- 2 意見を述べようとする者の申出等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとした。(第二十二条関係)
- 3 参考人の委員会への出席について、オンラインによる出席を可能とすることとした。(第二十六条の二関係)
- 4 記録の作成について、電磁的記録により行うことができることとした。(第二十七条関係)
- 5 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条 例

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第一号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条、第三条関係)			
一 (略)			
二 防災安全部関係			
事務の区分	名称	金額	金額
一〇八 (略)	(略)	(略)	(略)
九 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	1 甲種危険物取扱者試験 七千二百円 2 乙種危険物取扱者試験 五千三百円 3 丙種危険物取扱者試験 四千二百円	1 甲種危険物取扱者試験 六千六百元 2 乙種危険物取扱者試験 四千六百元 3 丙種危険物取扱者試験 三千七百元
十 消防法第十三条の二三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	危険物取扱者保安講習手数料	五千三百円	四千七百元
十一〇十四 (略)	(略)	(略)	(略)
十五 消防法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	1 甲種消防設備士試験 六千六百元 2 乙種消防設備士試験 四千四百円	1 甲種消防設備士試験 五千七百元 2 乙種消防設備士試験 三千八百円
十六〇二十九 (略)	(略)	(略)	(略)
三十 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 (略)	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 (略)

<p>三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガス製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事または製造をする高圧ガスの種類もしくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>の許可の申請に対する審査</p>
<p>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料</p>	<p>2 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、三十一の項および四十二の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に並び、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 〇(五) (略)</p> <p>3 高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する者次に掲げる設備の区分に並び、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 〇(五) (略)</p>
<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同条第一項の許可を受けたものであつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする場合 次に掲げる</p>	<p>2 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、三十一の項および四十二の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に並び、それぞれ次に定める額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円)</p> <p>(一) 〇(五) (略)</p>
<p>三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガス製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事または製造をする高圧ガスの種類もしくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>の許可の申請に対する審査</p>
<p>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料</p>	<p>2 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。三十一の項および四十二の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に並び、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 〇(五) (略)</p>
<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 同号に該当する同条第一項の許可を受けたものであつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次</p>	<p>3 同条第一項第二号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 〇(五) (略)</p>

<p>三十五〜四十一 (略)</p> <p>四十二 高压ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査(高压ガス保安協会または同項第一号に規定す</p>	<p>(略)</p>	<p>三十二・三十三 (略)</p> <p>三十四 高压ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づく完成検査(高压ガス保安協会または同条第一項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。)</p>
<p>保安検査手数料</p>	<p>(略)</p>	<p>高压ガス製造施設等完成検査申請手数料</p>
<p>2 1 (略)</p> <p>高压ガス保安法第五條第</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>3 高压ガス保安法第五條第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)〜(六) (略)</p> <p>三十の項、三十一の項、三十二の項または三十三の項の金額の欄に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の四分の三に相当する額(高压ガス保安法第五條第一項または第十四條第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七條の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円)</p>
<p>三十五〜四十一 (略)</p> <p>四十二 高压ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査(高压ガス保安協会または同項第一号に規定す</p>	<p>(略)</p>	<p>三十二・三十三 (略)</p> <p>三十四 高压ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づく完成検査(高压ガス保安協会または同条第一項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。)</p>
<p>保安検査手数料</p>	<p>(略)</p>	<p>高压ガス製造施設等完成検査申請手数料</p>
<p>2 1 (略)</p> <p>同号に該当する同項の許</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>3 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)〜(七) (略)</p> <p>(一)〜(六) (略)</p> <p>三十の項、三十一の項、三十二の項または三十三の項の金額の欄に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の四分の三に相当する額(高压ガス保安法第五條第一項または第十四條第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十七條の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七條の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円)</p>

<p>る指定保安検査機関が行うものを除く。)</p>		<p>一項第一号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額          (一) (十) (略)          3 高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額          (一) (五) (略)</p>
<p>る指定保安検査機関が行うものを除く。)</p>		<p>可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額          (一) (十) (略)          3 同項第一号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額          (一) (五) (略)</p>
<p>備考 (略)          四十三(七十二) (略)          (略)          (略)          三(九) (略)</p>		
<p>附則          この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第四号の表九の項、十の項および十五の項の改正規定は、令和六年五月一日から施行する。          福井県職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。          令和六年三月十四日          福井県知事 杉本 達治          福井県条例第二号          福井県職員定数条例の一部を改正する条例          福井県職員定数条例(昭和二十四年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。          次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>		
<p>改正後</p> <p>(職員の定数)          第二条 (略)          2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。          一(七) (略)          八 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定により派遣された職員</p>	<p>改正前</p> <p>(職員の定数)          第二条 (略)          2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。          一(七) (略)</p>	<p>3 (略)</p>

附 則

154 (略)

5 知事の事務部局の職員の定数は、令和六年四月一日から令和十九年三月三十一日までの間、第二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 病院の職員および企業業務に従事する職員以外の職員 二、九七五人
- 二 病院の職員 一、〇九三人
- 三 企業業務に従事する職員 六五人

計 四、一三三人

附 則

154 (略)

附 則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例(昭和二十八年福井県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(知事の附属機関)	
名称	担 任 事 務
(略)	(略)
福井県障がい者介護給付費等不服審査会	(略)
福井県薬事審議会	<p>第二条 知事の附属機関として、次のものを置く。</p> <p>福井県障がい者介護給付費等不服審査会</p> <p>福井県売春防止対策本部</p>
(略)	(略)
福井県薬事審議会	<p>第二条 知事の附属機関として、次のものを置く。</p> <p>福井県障がい者介護給付費等不服審査会</p> <p>福井県売春防止対策本部</p> <p>売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に基づく売春防止の啓もう、要保護女子の保護更生、関係業者の転廃業および取締の強化に関する総合的施策の樹立につき必要な事務の調査審議ならびに関係行政機関に対する意見の具申および連絡調整ならびにこれらの実施の推進に関する事務</p>
(略)	(略)

福井県がん委員会 (略)	福井県がん委員会 (略)	福井県がん委員会 (略)
福井県エイズ予防対策委員会 (略)	福井県エイズ予防対策委員会 (略)	福井県脳血管・循環器疾患委員会 脳卒中および心臓病の動向の把握ならびに成人病基本健康診査の実施方法および精度管理についての調査審議に関する事務

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第四号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(福井県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。</p>
---	---

改正前

(福井県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により工業用水道事業、水道用水供給事業、臨海工業用地等造成事業および臨海下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により工業用水道事業、水道用水供給事業、臨海工業用地等造成事業および臨海下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償</p>
--	--

改正前

責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

第三條 昭和天皇の崩御に伴う福井県職員等の懲戒免除および福井県職員等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（職員の賠償責任に基づく債務の免除）

（職員の賠償責任に基づく債務の免除）

第三條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二の八（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四條において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

第三條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二の二（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四條において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

（福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第四條 福井県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第七條 （略）  
2 給与条例第二十二條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第七條 （略）  
2 給与条例第二十二條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前六月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第八條 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第八條 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（福井県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第五條 福井県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年福井県条例第十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

(福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第六条 福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年福井県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)  
第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事もしくは委員会の委員もしくはは委員または職員(法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。  
(損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)  
以外の知事等 県から法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任(以下「知事等の損害賠償責任」という。)  
の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
- イ〜ニ (略)

改正前

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)  
第二百四十三条の二の二第一項の規定に基づき、知事もしくは委員会の委員もしくはは委員または職員(法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。  
(損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)  
以外の知事等 県から法第二百四十三条の二の二第一項の損害を賠償する責任(以下「知事等の損害賠償責任」という。)  
の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
- イ〜ニ (略)

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第五号

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
（形式の変更）

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。
- 二 改正後条例における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存条例における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。  
（用字および用語の整理）

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている	五十音順による片仮名

<p>る当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字（次に掲げるものを除く。）                  1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの                  2 熟語の一部として用いられているもの                  3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの                  4 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。）                  5 一の項および二の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>
<p>十三 左（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>
<p>十四 右（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>上記</p>
<p>十五 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>十六 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>
<p>十八 促音に用いる「っ」または「ッ」</p>	<p>それぞれ「っ」または「ッ」</p>

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
  - 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
  - 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。
- (委任)
- 第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則
- この条例は、令和六年九月一日から施行する。

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第六号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表(第二条関係)	
一〇五 (略)	一〇五 (略)
六 農林水産部関係	
事務	市町
一〇八 (略)	(略)
九 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号。以下この項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務	福井市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町
1 法第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可に関する事務	
2 法第十八条第七項の規定による通知および公告に関する事務	
十 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下この項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務	敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、
1 法第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可(同条第二項第一号ロまたは第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イまたはロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)に関する事務	

<p>2 法第十八条第七項の規定による通知および公告(前号)に規定する場合に係るものを除く。)に関する事務</p>	<p>おおい町、若狭町</p>
七 (略)	

附則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和六年三月十四日  
福井県知事 杉本 達治

福井県条例第七号

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

福井県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年福井県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第二(第三条関係)		別表第二(第三条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
一 (略)	(略)	一 (略)	(略)
二 知事	別表第一の四の項に掲げる事務であつて規則で定めるもの	二 知事	別表第一の四の項に掲げる事務であつて規則で定めるもの
<p>4 (略)</p> <p>3 知事または教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事または教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p>		<p>4 (略)</p> <p>3 知事または教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事または教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p>	
<p>(個人番号等の利用範囲)</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務および知事または教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p>		<p>(個人番号等の利用範囲)</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務および知事または教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。</p>	
<p>特定個人情報</p> <p>災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助もしくは扶助金の支給、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付もしくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十</p>		<p>特定個人情報</p> <p>法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であつて規則で定めるもの</p>	

九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けもしくは給付金の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による障害児福祉手当、特別障害者手当もしくは特別児童扶養手当の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)〔附則第九十七条第一項の福祉手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)による職業転換給付金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費、支援給付もしくは配偶者支援金の支給または原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による手当等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第三(第四条関係)			
三 知事	特定個人番号利用事務(利用特定個人情報に生活保護関係情報を含むものに限る。)であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
四・五 (略)	(略)	(略)	(略)
六 知事	別表第一の七の項に掲げる事務であつて規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	
一 知事	生活保護法による保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	特定個人情報 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。二の項において同じ。)であつて規則で定めるもの
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
七 教育委員会	特定個人番号利用事務(利用特定個人情報に生活保護関係情報を含むものに限る。)であつて規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
二〇六 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第四条関係)			
三 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務(当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報を含むもの)	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
四・五 (略)	(略)	(略)	(略)
六 知事	別表第一の七の項に掲げる事務であつて規則で定めるもの	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	
一 知事	法別表第二の第二六の項の第二欄に掲げる事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	特定個人情報 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。二の項において同じ。)であつて規則で定めるもの
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
七 教育委員会	法別表第二の第二欄に掲げる事務(当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報を含むもの)	知事	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
二〇六 (略)	(略)	(略)	(略)

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第八号

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正）

第一条 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（記録の整備）

第二十条 次の各号に掲げる短期入所生活介護の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 指定短期入所生活介護（次号に掲げる事業を除く。） 基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

二 ユニット型指定短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十三において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

三 共生型短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十五において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

四 基準該当短期入所生活介護 基準省令第百四十条の三十二において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

（記録の整備）

第二十条 次の各号に掲げる短期入所生活介護の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 指定短期入所生活介護（次号に掲げる事業を除く。） 基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

二 ユニット型指定短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十三において準用する基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

三 共生型短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十五において準用する基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

四 基準該当短期入所生活介護 基準省令第百四十条の三十二において準用する基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

（福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二条 福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

ものに限る。）であつて規則で定めるもの

改正後

改正前

(記録の整備)

第二十二條 次の各号に掲げる介護予防福祉用具貸与の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。  
一 指定介護予防福祉用具貸与 基準省令第二百七十五條第二項第一号および第七号に掲げる記録

二 基準該当介護予防福祉用具貸与 基準省令第二百八十条において準用する基準省令第二百七十五條第二項第一号および第七号に掲げる記録

(記録の整備)

第二十四條 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、基準省令第二百八十八條第二項第一号および第六号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第九号

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止する条例

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十四号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例(平成十八年福井県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(報告の徴収)</p> <p>第二条 知事は、法第三十八条の二第二項の規定により、精神科病院の管理者に対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p>
改正前	<p>(報告の徴収)</p> <p>第二条 知事は、法第三十八条の二第三項の規定により、精神科病院の管理者に対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p>

改正後	<p>(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第二条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
改正前	<p>(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第二条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>

改正後	<p>(精神保健指定医等の職員の手当)</p> <p>第八条 精神保健指定医等の職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 人事委員会の定める職員が、法第四十七条第一項の規定により在宅の精神障害者を訪問して相談および援助業務を行ったとき。</p>
改正前	<p>(精神保健指定医等の職員の手当)</p> <p>第八条 精神保健指定医等の職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 人事委員会の定める職員が、法第四十七条第一項の規定により在宅の精神障害者を訪問して相談指導業務を行ったとき。</p>

附則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十一号

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

改正後	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用</p>
改正前	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用</p>

者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

第二条 福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十二号

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する

る条例の一部を改正する条例  
 (福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)  
 第一条 福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画および障害児(十五歳以上の障害児に限る。)が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営み、自立した日常生活または社会生活へと移行できるような支援する上で必要な事項を定めた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

254 (略)

254 (略)

(福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(申請者の要件)  
 第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

(指定児童発達支援等の事業の基準)  
 第五条 (略)

(指定放課後等デイサービス等の事業の基準)  
 第六条 (略)

(指定居宅訪問型児童発達支援の事業の基準)  
 第七条 (略)

(指定保育所等訪問支援の事業の基準)  
 第八条 (略)

(規則への委任)  
 第九条 (略)

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十三号

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例(平成三十年福井県条例第十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)  
 第二十条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するため、合理的な配慮をしなければならない。

(相談への対応)

第二十一条 県は、障がいを理由とする差別の相談に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

改正前

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)  
 第二十条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するため、合理的な配慮をするように努めなければならない。

(相談への対応)

第二十一条 県は、障がいを理由とする差別の相談に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

(申請者の要件)  
 第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院または診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあつては、この限りではない。

(指定児童発達支援等の事業の基準)  
 第五条 (略)

(指定医療型児童発達支援の事業の基準)

第六条 指定医療型児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令の定めるところによるものとする。

(指定放課後等デイサービス等の事業の基準)  
 第七条 (略)

(指定居宅訪問型児童発達支援の事業の基準)  
 第八条 (略)

(指定保育所等訪問支援の事業の基準)  
 第九条 (略)

(規則への委任)  
 第十条 (略)

<p>一・二 (略)</p> <p>三 相談に対応するための人材の育成および確保のための措置を講ずること。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
--	-------------------------------

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十四号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(社会福祉業務等に従事する職員の手当)</p> <p>第十一条 社会福祉業務等に従事する職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 人事委員会の定める公署に勤務する職員が、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)</u>、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)または配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定により、保護、育成または更生の措置を必要とする者に面接して相談、指導または調査の業務に従事したとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(社会福祉業務等に従事する職員の手当)</p> <p>第十一条 社会福祉業務等に従事する職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 人事委員会の定める公署に勤務する職員が、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、<u>売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)</u>、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)または配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定により、保護、育成または更生の措置を必要とする者に面接して相談、指導または調査の業務に従事したとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(福井県立社会福祉施設に関する条例の一部改正)

第二条 福井県立社会福祉施設に関する条例(昭和三十三年福井県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、老人福祉法</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、老人福祉法</p>
---	---

(昭和三十八年法律第百三十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)および地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、福井県が設置する社会福祉施設に~~関し~~必要な事項を定めるものとする。

(女性自立支援施設)

第七条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性を~~入所させて~~、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的または心理学的な援助を行い、およびその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うため、女性自立支援施設を設置する。

2 女性自立支援施設の名称、定員および位置は、次のとおりとする。

名称	定員	位置
(略)	(略)	(略)

(福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正)  
 第三条 福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

福井県女性自立支援施設の設備および運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「法」という。)第十二条に規定する女性自立支援施設の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(人員、設備および運営に関する基準)

第三条 女性自立支援施設の設備および運営に関する基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによるものとする。

(昭和三十八年法律第百三十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)および地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、福井県が設置する社会福祉施設に~~関し~~必要な事項を定めるものとする。

(婦人保護施設)

第七条 売春防止法第三十六条の規定に基づき、要保護女子を収容保護するため、婦人保護施設を設置する。

2 婦人保護施設の名称、定員および位置は、次のとおりとする。

名称	定員	位置
(略)	(略)	(略)

改正前

福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定により、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、売春防止法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設の職員は、入所者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

3 婦人保護施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置

する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第四条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第五条 婦人保護施設の配置、構造および設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止および防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第六条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第七条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所から指導または助言を受けた場合には、当該指導または助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第八条 婦人保護施設は、設備、職員、会計および入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第九条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員および施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。

## (施設長の資格要件)

第十条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 三十歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するものまたは社会福祉事業もしくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- 三 心身ともに健全な者であること。

## (設備)

第十一条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)または準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物または準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 婦人保護施設の設備の基準は、規則で定める。

## (自立の支援等)

第十二条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労および

生活に関する指導および援助を行わなければならない。

2 前項の指導および援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十三条 給食は、食品の種類および調理方法について栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十四条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十五条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)第十四条の二の給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより適正に管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第十六条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察署、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関および婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(秘密保持等)

第十七条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所

(事故発生時の対応)

第四条 女性自立支援施設は、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。

2 女性自立支援施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(規則)

第五条 (略)

者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十八条 婦人保護施設は、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。

2 婦人保護施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(規則)

第十九条 (略)

附則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治  
福井県条例第十五号  
福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(病院の従業者)

第六条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 栄養士または管理栄養士(病床数百以上の病院に限る。)

五・六 (略)

2 (略)

(病院の従業者)

第六条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 栄養士(病床数百以上の病院に限る。)

五・六 (略)

2 (略)

附則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十六号

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

福井県医師確保修学資金等貸与条例(平成二十年福井県条例第四十号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(目的)

第一条 この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者、臨床研修を受けている医師または専門研修を受けている医師であつて、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものに対し、修学資金等を貸与することにより、地域医療を担う医師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 専門研修 臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で規則で定めるものをいう。

四 (略)

五 修学資金 次条第一項、第二項または第五項に規定する者に対し、これらの項の規定により貸与する資金をいう。

六 (略)

七 修学専門研修資金 次条第四項各号に掲げる者に対し、同項の規定により貸与する資金をいう。

八 医師少数区域等 医師の数が少ないと認められる区域等で規則で定めるものをいう。

九 修学資金等 修学資金、修学研修資金および修学専門研修資金をいう。

(修学資金等の貸与)

第三条 (略)

2 (略)

3 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。ただし、修学資金等の貸与を受けている者または貸与を受けていた者については、この限りでない。

(目的)

第一条 この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者または臨床研修を受けている医師であつて、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものに対し、修学資金等を貸与することにより、地域医療を担う医師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 (略)

四 修学資金 次条第一項または第二項に規定する者に対し、これらの項の規定により貸与する資金をいう。

五 (略)

六 修学資金等 修学資金および修学研修資金をいう。

(修学資金等の貸与)

第三条 (略)

2 (略)

3 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。

- 一 (略)
- 二 県外で臨床研修を受けることが見込まれる者

三 県外で臨床研修を受けている医師（知事が貸与を決定する日において臨床研修を開始した日以後一年を経過していない者に限る。）

4 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。ただし、修学資金等の貸与を受けている者または受けていた者については、この限りでない。

一 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者であつて第四学年の課程を修了し、または修了することが見込まれるもの

二 指定医療機関で専門研修を受けている医師（知事が貸与を決定する日において専門研修を開始した日以後一年を経過していない者に限る。）

5 知事は、学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）に入学した者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。

（貸与の取消し）

第六条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

一 大学を退学し、または臨床研修もしくは専門研修を中止したとき。

二 心身の故障のため修学または臨床研修もしくは専門研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三 六 (略)

（貸与の休止）

第七条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が、大学を休学し、もしくは停学の処分を受け、または臨床研修もしくは専門研修を中断することとなったとき（その期間が一月以上の場合に限る。）は、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由のやんだ日の属する月までの期間分の修学資金等（規則で定める修学資金等を除く。以下この項において同じ。）について、貸与を行わないものとする。この場合において、当該期間分として既に貸与された修学資金等があるときは、その修学資金等は、当該事由のやんだ日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

- 一 (略)

二 県外で臨床研修を受けることが見込まれる者（前二項の規定により貸与を受けている者および前号に掲げる者であつてこの項の規定により貸与を受けているものを除く。）

三 県外で臨床研修を受けている医師（知事が貸与を決定する日において臨床研修を開始した日以後一年を経過していない者に限り、前二項の規定により貸与を受けていた者および前二号に掲げる者であつてこの項の規定により貸与を受けているものまたは受けていたものを除く。）

（貸与の取消し）

第六条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

一 大学を退学し、または臨床研修を中止したとき。

二 心身の故障のため修学または臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三 六 (略)

（貸与の休止）

第七条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が、大学を休学し、もしくは停学の処分を受け、または臨床研修を中断することとなったとき（その期間が一月以上の場合に限る。）は、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由のやんだ日の属する月までの期間分の修学資金等（規則で定める修学資金等を除く。以下この項において同じ。）について、貸与を行わないものとする。この場合において、当該期間分として既に貸与された修学資金等があるときは、その修学資金等は、当該事由のやんだ日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 (略)

(返還の猶予)

第九条 知事は、被貸与者が次条第一項第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当し、同項の規定により修学資金等の返還の免除を受ける見込みがあると認められるときは、その間修学資金等の返還を猶予するものとする。

2 (略)

(返還の免除)

第十条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の全部の返還を免除するものとする。

一 修学資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき

イ 福井大学または自治医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得すること。

ロ (略)

ハ ロに規定する臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において医師として勤務すること。ただし、自治医科大学を卒業した者については、指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務した場合に限る。

ニ ロに規定する臨床研修を受けた期間とハに規定する医師として勤務した期間とを合計した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、臨床研修を受けることができなかった期間および指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。第五号において「勤務期間」という。)が九年に達すること。

二 修学研修資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき。

イ〜ハ (略)

ニ ハに規定する医師として勤務した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。)が三年に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域等における勤務であること。

三 第三条第四項第一号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者が次のイからハまでのいずれにも該当するとき。

イ 大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得し、医師の免許を取得した後直ちに臨床研修を受けること。

ロ 臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務すること。

2 (略)

(返還の猶予)

第九条 知事は、被貸与者が次条第一項第一号または第二号に掲げる場合のいずれかに該当し、同項の規定により修学資金等の返還の免除を受ける見込みがあると認められるときは、その間修学資金等の返還を猶予するものとする。

2 (略)

(返還の免除)

第十条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の全部の返還を免除するものとする。

一 修学資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき

イ 福井大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得すること。

ロ (略)

ハ ロに規定する臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において医師として勤務すること。

ニ ロに規定する臨床研修を受けた期間とハに規定する医師として勤務した期間とを合計した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、臨床研修を受けることができなかった期間および指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。第三号において「勤務期間」という。)が九年に達すること。

二 修学研修資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき。

イ〜ハ (略)

ニ ハに規定する医師として勤務した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。)が三年に達すること。

ハ ロに規定する医師として勤務した期間（災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。）が三年に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域等における勤務であること。

四 第三条第四項第二号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者が次のイおよびロのいずれにも該当するとき。

イ 専門研修を修了した後直ちに指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務すること。

ロ イに規定する医師として勤務した期間（災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。）が第四条第二項の貸与期間に一・五を乗じて得た年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域等における勤務であること。

五 修学資金の貸与を受けた者にあつては勤務期間、修学研修資金の貸与を受けた者にあつては第二号に規定する期間、第三条第四項第一号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者にあつては第三号ハに規定する期間、第三条第四項第二号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者にあつては前号ロに規定する期間において、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。

2 知事は、前項第五号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認めるときは、修学資金等の全部または一部の返還を免除することができる。

三 修学資金の貸与を受けた者にあつては勤務期間、修学研修資金の貸与を受けた者にあつては前号ハに規定する期間において、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。

2 知事は、前項第三号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認めるときは、修学資金等の全部または一部の返還を免除することができる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定、第三条第四項の次に一項を加える改正規定および第十条第一項第一号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治  
福井県条例第十七号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例  
福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和六十年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一(第三条関係)

改正後

一 設備等		区分	算定基礎	金額(単位円)
(略)	万能材料試験機	(略)	(略)	(略)
(略)	小型五軸マシニングセンタ	(略)	(略)	(略)
(略)	非接触パターン投影式三次元形状計測システム(データ処理ソフトウェア)	(略)	(略)	(略)
(略)	ポータブル3Dスキャナ	一時間につき	四〇〇	(略)
(略)	超精密マイクロ加工システム	(略)	(略)	(略)
(略)	マイクロアクチュエータシステム	(略)	(略)	(略)
(略)	非接触表面性状測定機	(略)	(略)	(略)
(略)	レーザ重畳加工システム	(略)	(略)	(略)
(略)	超精密加工特性評価システム	(略)	(略)	(略)
(略)	位置補正型レーザ加工機	(略)	(略)	(略)
(略)	レーザマーキング装置	一時間につき	五〇〇	(略)
(略)	精密3Dプリンター	(略)	(略)	(略)
(略)	機械構造評価装置	(略)	(略)	(略)
(略)	レーザドップラー振動計	一時間につき	七〇〇	(略)

別表第一(第三条関係)

改正前

一 設備等		区分	算定基礎	金額(単位円)
(略)	万能材料試験機	(略)	(略)	(略)
(略)	NC成形装置	(略)	(略)	(略)
(略)	小型五軸マシニングセンタ	(略)	(略)	(略)
(略)	非接触パターン投影式三次元形状計測システム(データ処理ソフトウェア)	(略)	(略)	(略)
(略)	超精密マイクロ加工システム	(略)	(略)	(略)
(略)	防振型高精度加工装置	一時間につき	二、六一〇	(略)
(略)	マイクロアクチュエータシステム	(略)	(略)	(略)
(略)	非接触表面性状測定機	(略)	(略)	(略)
(略)	光超微細加工装置	一時間につき	二、九五〇	(略)
(略)	レーザ重畳加工システム	(略)	(略)	(略)
(略)	ビーム特性変換ユニット	一時間につき	一、三八〇	(略)
(略)	ビーム特性測定ユニット	一時間につき	一、六二〇	(略)
(略)	超精密加工現象観測システム	一時間につき	三、八六〇	(略)
(略)	超精密加工特性評価システム	(略)	(略)	(略)
(略)	位置補正型レーザ加工機	(略)	(略)	(略)
(略)	精密3Dプリンター	(略)	(略)	(略)
(略)	機械構造評価装置	(略)	(略)	(略)

管巻機	(略)	(略)	(略)
毛羽計数装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
パンワインダー	(略)	(略)	(略)
コーンワインダー	一時間につき	(略)	七〇〇
ボビンワインダー	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)	(略)
多軸微粒子吹付成膜装置	一時間につき	(略)	一、五〇〇
大気圧プラズマ処理装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
帯電測定装置	(略)	(略)	(略)
燃焼性試験機	一時間につき	(略)	四〇〇
洗淨評価試験機	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
高精度引張試験機	(略)	(略)	(略)
トーションバランス	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
E M S 試験器	(略)	(略)	(略)
エミツション測定システム	一時間につき	(略)	六、一〇〇
衛星通信システム	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
スペクトラムアナライザー	(略)	(略)	(略)
複合センシング装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
切削現象解析システム	(略)	(略)	(略)

管巻機	(略)	(略)	(略)
偏光顕微鏡	一時間につき	(略)	四九〇
毛羽計数装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
パンワインダー	(略)	(略)	(略)
コーンワインダー	一時間につき	(略)	一九〇
ボビンワインダー	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)	(略)
大気圧プラズマ処理装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
帯電測定装置	(略)	(略)	(略)
燃焼性試験機	一時間につき	(略)	一五〇
ピリング試験機	一時間につき	(略)	一三〇
洗淨評価試験機	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
高精度引張試験機	(略)	(略)	(略)
熱伝導率計	一時間につき	(略)	一、一三〇
トーションバランス	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
E M S 試験器	(略)	(略)	(略)
E M I 測定器	一時間につき	(略)	二、二四〇
衛星通信システム	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
スペクトラムアナライザー	(略)	(略)	(略)
クランプオン電力計	一時間につき	(略)	二一〇
複合センシング装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
切削現象解析システム	(略)	(略)	(略)

スリッターマシン (略)	(略)	(略)
革新織機(レピアルーム) (略)	(略)	(略)
マルチカラー铸造機 (略)	(略)	(略)
回転型乾燥機 (略)	(略)	(略)
金属硬さ試験機 (略)	(略)	(略)
摩擦摩耗試験機 (略)	一時間につき	一、三〇〇
耐久性試験システム (略)	(略)	(略)
铸造型評価システム (略)	(略)	(略)
機能性金属材料接合システム (略)	(略)	(略)
蛍光X線分析装置 (略)	(略)	(略)
粉末用X線回折装置 (略)	一時間につき	五、〇〇〇
セラミックス構造高精度解析装置 (略)	(略)	(略)
漆精製改質装置 (略)	(略)	(略)
基盤目はく離試験機 (略)	(略)	(略)
デジタルマイクロスコープ (略)	(略)	(略)
人工気象室 (略)	(略)	(略)
クリーンルーム(レーザG一〇七) (略)	(略)	(略)

スリッターマシン (略)	(略)	(略)
革新織機(エアージェットルーム) (略)	一時間につき	四三〇
革新織機(レピアルーム) (略)	(略)	(略)
マルチカラー铸造機 (略)	(略)	(略)
铸造実験システム (略)	一時間につき	一、五五〇
回転型乾燥機 (略)	(略)	(略)
金属硬さ試験機 (略)	(略)	(略)
複合材料耐久性評価システム (略)	一時間につき	七、九一〇
耐久性試験システム (略)	(略)	(略)
铸造型評価システム (略)	(略)	(略)
高信頼性接合技術評価解析システム (略)	一時間につき	一、八七〇
機能性金属材料接合システム (略)	(略)	(略)
蛍光X線分析装置 (略)	(略)	(略)
セラミックス構造高精度解析装置 (略)	(略)	(略)
漆精製改質装置 (略)	(略)	(略)
漆顔料混合装置 (略)	一時間につき	一九〇
基盤目はく離試験機 (略)	(略)	(略)
デジタルマイクロスコープ (略)	(略)	(略)
めつき電位制御装置 (略)	一時間につき	三九〇
人工気象室 (略)	(略)	(略)
クリーンルーム(レーザG一〇七) (略)	(略)	(略)

電波暗室	一時間につき	九、四〇〇
大型電波無響室	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)  
二 施設 (略)  
別表第二(第四条関係)

一・二 (略)	区分	金額(単位円)
三 加工		
1 機械加工		
(一) (略)	(略)	(略)
(二) レーザ加工		
(1) (略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)
(三) (五) (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)
四(略)	(略)	(略)
六(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

附 則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十八号

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例(昭和二十五年福井県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

電波暗室	一時間につき	七、四七〇
大型電波無響室	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)  
二 施設 (略)  
別表第二(第四条関係)

一・二 (略)	区分	金額(単位円)
三 加工		
1 機械加工		
(一) (略)	(略)	(略)
(二) レーザ加工		
(1) (略)	(略)	(略)
(2) フェムト秒レーザ	一時間につき	五、五三〇
(3) フェムト秒レーザビーム変換	一時間につき	四、〇四〇
(4) (略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)
(三) (五) (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)
四(略)	(略)	(略)
六(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

改正後

改正前

(趣旨) 第一条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の施設を家畜保健衛生所法

(趣旨) 第一条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の施設を家畜保健衛生所法

(昭和二十五年法律第十二号) 第四条の規定により利用しようとする獣医師または衛生所に対し、診療、病性鑑定、牛の受精卵移植もしくは死亡家畜等の焼却を依頼しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料または手数料を納めなければならない。

(使用料および手数料の額)

第二条 前条の使用料および手数料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 病性鑑定手数料

イ 血液生化学検査手数料 一件につき 千七百二十円

ロ 乳房炎検査手数料 一件につき 千五百八十円

ハ 遺伝子検査手数料 一件につき 二千四百円

四 牛の受精卵移植手数料 一頭一回につき 五千八百八十円

五 死亡家畜等の焼却手数料

イ 月齢が満十二月以上の牛 一頭につき 二万八千円

ロ 月齢が満六月以上満十二月未満の牛 一頭につき 一万四千円

ハ 月齢が満六月未満の牛 一頭につき 七千円

ニ 体高が百四十七センチメートル以上の馬 一頭につき 二万八千円

ホ 体高が百四十七センチメートル未満の馬 一頭につき 一万四千円

ヘ 豚、めん羊、山羊その他規則で定める動物 一頭につき 七千円

2 (略)

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県漁港管理条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第十九号

福井県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(昭和二十五年法律第十二号) 第四条の規定により利用しようとする獣医師または衛生所に対し、診療、病性鑑定、牛の受精卵移植もしくは死亡牛の焼却を依頼しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料または手数料を納めなければならない。

(使用料および手数料の額)

第二条 前条の使用料および手数料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 病性鑑定手数料

イ トキソプラズマ検査(血球凝集反応法によるもの) 手数料 一件につき 三百五十円

ロ 血液生化学検査(血球測定法、ユニグラフ法、ヨード反応法およびグロス反応法によるもの) 手数料 一件につき 三百三十円

ハ 乳房炎検査手数料 一件につき 五百八十円

四 牛の受精卵移植手数料 一頭一回につき 四千九百九十円

五 死亡牛(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号) 第五条第一項に規定する検査をしたもの)に限り、同法第二条第一項の家畜伝染病もしくは同法第四条第一項の届出伝染病にかかっているものまたはそれらの疑いがあると知事が認めるものを除く。)の焼却手数料 一頭につき 九千九百五十円

2 (略)

(福井県漁港管理条例の一部改正)  
 第一条 福井県漁港管理条例(昭和四十一年福井県条例第四十号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(目的)  
 第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持、保全および運営その他漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)  
 第一条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持、保全および運営その他漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(土砂採取料等)

(土砂採取料等)

第十七条 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)および公共空地について、法第三十九条第一項の規定による土砂の採取もしくは水面の占用の許可を受けた者または法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号および第三号に掲げる事項(水面または土地の占用に係るものに限る。)または法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)(以下この条において「許可を受けた者」という。)は、別表第二に掲げる土砂採取料または占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。

第十七条 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)および公共空地について、法第三十九条第一項の規定による土砂の採取または水面の占用の許可を受けた者(以下この条において「許可を受けた者」という。)は、別表第二に掲げる土砂採取料または占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。

254 (略)

254 (略)

(入出港届)

(入出港届)

第十八条 規則で定める漁港の区域に入港した船舶または当該漁港の区域から出港しようとする船舶の船長は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号)第二十条第二項に規定する農林水産省令で定める様式による入出港届により、知事~~にその旨を届け出なければならない。ただし、総トン数が五トン未満の船舶、当該漁港を根拠地とする船舶および監視船、警備船その他公務に従事する船舶ならびに避難、事故等の緊急の必要により入港し、または出港する船舶については、この限りでない。~~

第十八条 規則で定める漁港の区域に入港した船舶または当該漁港の区域から出港しようとする船舶の船長は、漁港漁場整備法施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号)第二十条第二項に規定する農林水産省令で定める様式による入出港届により、知事~~にその旨を届け出なければならない。ただし、総トン数が五トン未満の船舶、当該漁港を根拠地とする船舶および監視船、警備船その他公務に従事する船舶ならびに避難、事故等の緊急の必要により入港し、または出港する船舶については、この限りでない。~~

2 (略)

2 (略)

(福井県風致地区条例の一部改正)

第二条 福井県風致地区条例(昭和四十五年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(適用除外)  
 第三条 次の各号に掲げる行為については、第二条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。  
 一 二十一 (略)  
 二十二 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)  
 (第三条第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為  
 二十三 三十五 (略)

改正前

(適用除外)  
 第三条 次の各号に掲げる行為については、第二条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。  
 一 二十一 (略)  
 二十二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号) 第三条第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為  
 二十三 三十五 (略)

(福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表(第二条関係)

一 五 (略)

六 農林水産部関係

事務

市町

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下この項中「法」という。)および公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第九十四号。以下この項中「令」という。)に基づき、次に掲げる事務(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二十五条第一項第一号の規定により市町が管理する漁港の区域または当該区域に接する海岸保全区域のうち海岸法(昭和三十一年法律第一号)第五條第四項の規定により市町の長が管理する区域内の行為であつて、その全部が当該区域内にあるものに係るものに限る。)

福井市、敦賀市、小浜市、坂井市および若狭町

1 38 (略)

二 八 (略)

七 (略)

別表(第二条関係)

一 五 (略)

六 農林水産部関係

事務

市町

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下この項中「法」という。)および公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第九十四号。以下この項中「令」という。)に基づき、次に掲げる事務(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二十五条第一項第一号の規定により市町が管理する漁港の区域または当該区域に接する海岸保全区域のうち海岸法(昭和三十一年法律第一号)第五條第四項の規定により市町の長が管理する区域内の行為であつて、その全部が当該区域内にあるものに係るものに限る。)

福井市、敦賀市、小浜市、坂井市および若狭町

1 38 (略)

二 八 (略)

七 (略)

(福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例の一部改正)

第四条 福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例(平成十二年福井県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(定義)

第二条 この条例において「公共用財産」とは、法第三条第二項第二号に規定する公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し県が管理する財産であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）、海岸法（昭和三十二年法律第一号）、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和三十五年法律第三十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法令が適用されないもの
- 二 (略)

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十号

福井県都市公園条例の一部を改正する条例

福井県都市公園条例（昭和四十八年福井県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(行為の制限)

第四条 都市公園（第十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 五 (略)

六 有料公園施設（県が設置する公園施設のうち有料で利用させるものであつて規則で定める施設をいう。以下同じ。）の内部に規則で定めるところにより常時広告物を表示すること。

2 5 (略)

(監督処分)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によつてした許可（第二十一条において準用する第四条第一項（第六号を除く。）および第三項、第二十二条第一項ならびに第二十三条第一項の許可を除く。

改正前

(定義)

第二条 この条例において「公共用財産」とは、法第三条第二項第二号に規定する公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し県が管理する財産であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）、海岸法（昭和三十二年法律第一号）、漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第三十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法令が適用されないもの
- 二 (略)

二 (略)

改正前

(行為の制限)

第四条 都市公園（第十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 五 (略)

2 5 (略)

(監督処分)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によつてした許可（第二十一条において準用する第四条第一項および第三項、第二十二条第一項ならびに第二十三条第一項の許可を除く。以下この条において

以下この条において同じ。)を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは都市公園を原状に回復することその他必要な措置を命ずることができる。

- 一〇三 (略)
- 2 (略)

(指定管理公園における行為の制限等)

第二十一条 第四条(第一項第六号を除く。)から第七条までの規定は、指定管理公園について準用する。この場合において、第四条および第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第四条第一項中「都市公園(第十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。)」とあるのは「指定管理公園」と、同条第二項中「規則で」とあるのは「指定管理者が別に」と、同条第四項および第五項、第六条ならびに第七条中「都市公園」とあるのは「指定管理公園」と読み替えるものとする。

(利用者の遵守事項)

第二十四条 第二十一条において準用する第四条第一項(第六号を除く。)もしくは第三項、第二十二条第一項または前条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一〇三 (略)
- 2 (略)

(許可の取消し等)

第二十九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第二十一条において準用する第四条第一項(第六号を除く。)もしくは第三項、第二十一条第一項または第二十三条第一項の許可(以下この条において「利用許可」という。)を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは指定管理公園施設を原状に回復することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一〇三 (略)

(公園予定区域または予定公園施設)

第三十一条 第四条(第一項第六号を除く。)から第七条まで、第十条から第十三条までおよび第十四条から第十五条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域または予定公園施設について準用する。

同じ。)を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは都市公園を原状に回復することその他必要な措置を命ずることができる。

- 一〇三 (略)
- 2 (略)

(指定管理公園における行為の制限等)

第二十一条 第四条から第七条までの規定は、指定管理公園について準用する。この場合において、第四条および第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第四条第一項中「都市公園(第十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。)」とあるのは「指定管理公園」と、同条第二項中「規則で」とあるのは「指定管理者が別に」と、同条第四項および第五項、第六条ならびに第七条中「都市公園」とあるのは「指定管理公園」と読み替えるものとする。

(利用者の遵守事項)

第二十四条 第二十一条において準用する第四条第一項もしくは第三項、第二十一条第一項または前条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一〇三 (略)
- 2 (略)

(許可の取消し等)

第二十九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第二十一条において準用する第四条第一項もしくは第三項、第二十二条第一項または第二十三条第一項の許可(以下この条において「利用許可」という。)を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは指定管理公園施設を原状に回復することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一〇三 (略)

(公園予定区域または予定公園施設)

第三十一条 第四条から第七条まで、第十条から第十三条までおよび第十四条から第十五条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域または予定公園施設について準用する。

別表第二第三号の表を次のように改める。  
三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

区分	算定基礎	金額(単位 円)	摘要
物品の販売、募金その他これらに類する行為	従業員一人一日につき	五一〇	使用料が年額で定められている場合において使用期間が一年に満たないときは、月割計算による。
業として行う写真の撮影	写真機一台一日につき	五一〇	
業として行う映画の撮影	一日につき	二六、一九〇	
興行	一日につき	二六、一九〇	
展示会、博覧会その他これらに類する催しまたは集会	一日につき	二、七二〇	
有料公園施設の内部に常時広告物を表示	表示する面積一平方メートル当たり	一月につき 一年につき	一五〇 一、七〇〇

別表第二第四号1(三)(1)の表中

「一面 一人一年につき」

を「一面 一年につき」

に改める。

別表第二第四号1(四)(3)の表中

「投球練習場」

を「投球練習場(一室につき)」

に改める。

別表第二第四号1(五)(5)の表を次のように改める。

(5) ボクシング室

区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要
		学生等	一般	
個人	一年につき	一〇〇	二〇〇	1 上記の金額には、更衣室ならびに競技用備品および競技用器具の使用料を含む。 2 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては一〇〇円を、一般にあつては五〇円を加算した額とする。
団体(五人以上)	一年につき	六、八二〇	二〇、三七〇	1 上記の金額には、更衣室ならびに競技用備品および競技用器具の使用料を含む。 2 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては六〇円を、一般にあつては二〇〇円を加算した額とする。
	一年につき	三三〇	一、〇二〇	
専用する場合	一年につき	三三〇	一、〇二〇	
	一年につき	六二〇	八五〇	
	一時間につき	四六〇	一、四〇〇	

別表第四第二号1(二)の表を次のように改める。

(二) 付属施設

区分	算定基礎	限度額(単位 円)		摘要
		学生等	一般	
会議室	一時間につき	一五〇	四五〇	利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。

別表第四第四号1(一)の表中

午前	二、三〇〇	六、二八〇
午後	二、八三〇	七、一二〇
夜間	二、八三〇	七、一二〇
二十時三十分以後の 一時間につき	一、〇五〇	二、八三〇

を

午前八時三十分から 午後八時三十分まで の 一時間につき	八一〇	二、〇四〇
午後八時三十分以後 の 一時間につき	一、〇五〇	二、八三〇

に改める。

別表第四第四号1(三)の表を次のように改める。

(三) 附属施設

区分	算定基礎	限度額(単位 円)		摘要
		学生等	一般	
小会議室	一時間につき	九〇	一八〇	利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。
会議室	一時間につき	一五〇	四五〇	

別表第四第四号4の表を次のように改める。

4 弓道場

区分	算定基礎	限度額(単位 円)	
		学生等	一般
専用する場合	一時間につき	四二〇	四二〇
専用しない場合	一時間につき	二〇	四〇

別表第四第五号3(一)の表中

午前	一、六三〇	四、六九〇
午後	二、〇四〇	五、三〇〇
夜間	二、〇四〇	五、三〇〇
午後八時三十分以後 の 一時間につき	八一〇	二、〇四〇

を

午前八時三十分から 午後八時三十分まで の 一時間につき	五九〇	一、五二〇
午後八時三十分以後 の 一時間につき	八一〇	二、〇四〇

に改め、同表

摘要の欄中5の次に次のように加える。

6 利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額に、一時間につき四、八八〇円を加算した額とする。

別表第四第五号3(二)の表を次のように改める。

(二) 附属施設

区分	算定基礎	限度額(単位 円)		摘要
		学生等	一般	
会議室	一時間につき	一四〇	四二〇	利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。

別表第四備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十一号

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例  
(福井県建築基準条例の一部改正)

第一条 福井県建築基準条例(昭和三十六年福井県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(二階に設ける共同住宅および寄宿舍)

第五条 床面積が百平方メートルを超える木造建築物等である共同住宅および寄宿舍は、特定主要構造部が耐火構造でない工場の作業場の上階に設けてはならない。

(屋外への出入口)

第八条 (略)  
2 前項の空地内には特定主要構造部が耐火構造で床面からの高さが三、五メートル以上にある建築物の部分をつ造ることができる。

(確認申請等の取下げ)

第三十一条 法の規定により、建築主事等に確認の申請をした者または知事に許可の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、建築主事等または知事にその旨を届け出なければならない。

(工事取りやめ)

第三十二条 建築物、建築設備または工作物(以下「建築物等」という。)の確認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事等に届け出なければならない。

(建築主等の変更)

第三十三条 確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、規則で定めるところにより、その旨を建築主事等に届け出なければならない。

2 建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事等に届け出なければならない。

(二階に設ける共同住宅および寄宿舍)

第五条 床面積が百平方メートルを超える木造建築物等である共同住宅および寄宿舍は、主要構造部が耐火構造でない工場の作業場の上階に設けてはならない。

(屋外への出入口)

第八条 (略)  
2 前項の空地内には主要構造部が耐火構造で床面からの高さが三、五メートル以上にある建築物の部分をつ造ることができる。

(確認申請等の取下げ)

第三十一条 法の規定により、建築主事に確認の申請をした者または知事に許可の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、建築主事または知事にその旨を届け出なければならない。

(工事取りやめ)

第三十二条 建築物、建築設備または工作物(以下「建築物等」という。)の確認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。

(建築主等の変更)

第三十三条 確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。

2 建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。

(福井県手数料徴収条例の一部改正)  
 第二条 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表(第二条、第三条関係)		別表(第二条、第三条関係)	
一〇七 (略)		一〇七 (略)	
八 土木部関係		八 土木部関係	
事務の区分	名称	事務の区分	名称
金額	金額	金額	金額
一〇四五の五 (略)	(略)	一〇四五の五 (略)	(略)
四四五の六 (略)	(略)	四四五の六 (略)	(略)
四四五の七 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七條の十二第六項または第七項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料	建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料	四四五の七 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七條の十六第一項第二号の規定に基づく建築物の移転の申請に対する審査	建築物の移転の認定申請手数料
二万七千円	二万七千円	二万七千円	二万七千円
九 (略)	九 (略)	九 (略)	九 (略)

附則  
 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県証紙条例を廃止する等の条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

<p>福井県条例第二十二号 福井県証紙条例を廃止する等の条例 (福井県証紙条例の廃止) 第一条 福井県証紙条例(昭和三十九年福井県条例第十四号)は、廃止する。 (家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部改正) 第二条 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例(昭和二十五年福井県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>(使用料および手数料の額) 第二条 (略) (使用料の納付) 第三条 使用料は、福井県証紙により納付しなければならない。 (使用料および手数料の減免) 第四条 (略) 第五条 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(使用料および手数料の額) 第二条 (略) (使用料および手数料の減免) 第三条 (略) 第四条 (その他) 第五条 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(徴収の方法) 第二条 収入金の徴収は、知事が発行する納入通知書または福井県証紙による。ただし、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託することとした収入金については、これによらないことができる。 2 前項の納入通知書または福井県証紙の様式または形式については、別に規則で定める。 (罰則) 第十三条 (略) 第十四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、二年以下の懲役または三十万円以下の罰金または科料を科する。 一 行使の目的をもって、証紙を偽造または変造した者</p>
<p>改正後</p> <p>(徴収の方法) 第二条 収入金の徴収は、知事が発行する納入通知書による。ただし、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託することとした収入金については、これによらないことができる。 2 前項の納入通知書の様式または形式については、別に規則で定める。 (罰則) 第十三条 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(徴収の方法) 第二条 収入金の徴収は、知事が発行する納入通知書または福井県証紙による。ただし、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託することとした収入金については、これによらないことができる。 2 前項の納入通知書または福井県証紙の様式または形式については、別に規則で定める。 (罰則) 第十三条 (略) 第十四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、二年以下の懲役または三十万円以下の罰金または科料を科する。 一 行使の目的をもって、証紙を偽造または変造した者</p>

(その他)  
 第十四条 (略)

附則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。  
 (福井県証紙条例の廃止に伴う経過措置)  
 2 第一条の規定による廃止前の福井県証紙条例(以下「旧証紙条例」という。)第五条第一項の規定により売りさばきを受けた証紙(消印されたものまたは額面金額もしくは福井県証紙であることが確認できないものを除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和十二年三月三十一日までの間に限り、これを返還して現金の還付を受けることができる。  
 3 この条例の施行の際現に旧証紙条例第五条第一項に規定する売りさばき人に指定されている者は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく返還しなければならぬ。この場合において、知事は、令和十二年三月三十一日までに当該返還をした者に対し、現金を還付するものとする。  
 (罰則に関する経過措置)  
 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (規則への委任)  
 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

二 偽造または変造もしくは消印を除去した証紙を使用または行使させる目的をもつて他人に交付した者  
 (その他)  
 第十五条 (略)

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。  
 令和六年三月十四日  
 福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十三号  
 福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例  
 福井県立学校職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)            第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。            一 全日制高等学校および中学校            イ 校長教諭等            ロ・ハ (略)            二 定時制、通信制高等学校            イ 校長教諭等            ロ・ハ (略)</p>	<p>(定数)            第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。            一 全日制高等学校および中学校            イ 校長教諭等            ロ・ハ (略)            二 定時制、通信制高等学校            イ 校長教諭等            ロ・ハ (略)</p>

一、一六〇人  
 一一三人

一、一五八人  
 一一〇人

<p>三 特別支援学校</p> <p>イ 校長教諭等</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ その他職員</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>七〇一人</p> <p>二〇四人</p>
<p>三 特別支援学校</p> <p>イ 校長教諭等</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ その他職員</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>七〇三人</p> <p>二〇三人</p>

附則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十四号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(定数)</p> <p>第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校</p> <p>イ 校長教諭等</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>二 中学校</p> <p>イ 校長教諭等</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 栄養教諭等</p> <p>ニ 事務職員</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>二、七九一人</p> <p>一、六四一人</p>
<p>(定数)</p> <p>第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校</p> <p>イ 校長教諭等</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>二 中学校</p> <p>イ 校長教諭等</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 栄養教諭等</p> <p>ニ 事務職員</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>二、八〇一人</p> <p>一、六八四人</p>

附則  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十五号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県公安委員会等手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表(第二条、第三条関係) 一 生活安全全部関係 1~5 (略)			別表(第二条、第三条関係) 一 生活安全全部関係 1~5 (略)		
6 銃砲刀剣類所持等取締法関係			6 銃砲刀剣類所持等取締法関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
一~五 (略)	(略)	(略)	一~五 (略)	(略)	(略)
六 第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習	技能講習受 講手数料	一万四千元	六 第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習	技能講習受 講手数料	一万二千七百元
七~十七 (略)	(略)	(略)	七~十七 (略)	(略)	(略)
備考 一~十 (略) 7 警備業法関係			備考 一~十 (略) 7 警備業法関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)
二 削除	(略)	(略)	二 第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付	警備業認定 証再交付手 数料	二千元
三 (略)	(略)	(略)	三 (略)	(略)	(略)
四 削除	(略)	(略)	四 第十一条第三項の規定に基づく認定証の書換え	警備業認定 証書換え手 数料	二千二百円
五~十八 (略)	(略)	(略)	五~十八 (略)	(略)	(略)

別表第一号8の表を削り、同号9の表を同号8の表とする。  
別表第二号3の表二の項および三の項を削る。  
附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十六号

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福井県安心こども基金条例(平成二十一年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 (施行期日) 1 (略) (失効) 2 この条例は、令和七年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 (処分の特例) 3 (略)	附則 (施行期日) 1 (略) (失効) 2 この条例は、令和六年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 (処分の特例) 3 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

福井県公立学校情報機器整備基金条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十七号

福井県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 初等中等教育(文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第四条第一項第七号に規定する初等中等教育をいう。)段階の公立学校における情報機器の計画的な整備に係る施策の実施に要する資金を積み立てるため、福井県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。  
 (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条に規定する施策を実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

(処分の特例)

3 知事は、第六条の規定にかかわらず、基金に属する現金を国庫に納付する必要があるときは、基金の一部を処分することができる。

情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十八号

情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例（福井県議会委員会条例（昭和四十八年福井県条例第三十五号）を除く。）および議会または議長が定める規程（福井県議会会議規則（昭和四十八年福井県議会規則第一号）および福井県議会傍聴規則（昭和三十四年福井県議会規則第一号）を除く。）をいう。

二 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

三 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名または名称を書面等に記載することをいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会または議長もしくは議員もしくは議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われる通知をいう。

六 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

七 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等または電磁的記録に記録されている事項を縦覧または閲覧に供することをいう。

八 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等または電磁的記録を作成し、または保存することをいう。

九 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等または作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により行われる旨の議長が定める方式による表示をする場合に限り、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなす。

3 第一項の電子情報処理組織その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

4 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等であつて議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時）いづれか早い時）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合

その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項または書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第三条から前条までの規定

二 申請等および処分通知等のうち当該申請等または処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項または第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第三条および第四条の規定

三 縦覧等および作成等のうち当該縦覧等または作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第五条第一項または前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第五条および前条の規定

（添付書面等の省略）

第八条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であつて当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、または参照することができる場合には、添付することを要しない。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

2 福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年福井県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例(福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)を除く。)および規則(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第二項に規定する規程および地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程を含む、福井県議会会議規則(昭和四十八年福井県議会規則第一号)および福井県議会傍聴規則(昭和三十四年福井県議会規則第一号)を除く。以下同じ。)をいう。
- 二 県の機関等 次に掲げるものをいう。
  - イ 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者、警察本部長もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法律上もしくは条例等上独立に権限を行使することを認められたもの
  - ロ (略)
  - 三 十 (略)

- 一 条例等 条例および規則(議会の規程、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第二項に規定する規程および地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)をいう。
- 二 県の機関等 次に掲げるものをいう。
  - イ 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者、警察本部長もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法律上もしくは条例等上独立に権限を行使することを認められたもの
  - ロ (略)
  - 三 十 (略)

3 (福井県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正) 福井県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年福井県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者等 条例等の規定により書面または電磁的記録の保存等をしななければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ (略)
- ロ 福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年福井県条例第五十七号)第二条第二号に掲げる県の機関等および情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例(令和六年福井県条例第二十八号)第二条第五号に規定する議会等
- ハ (略)

- 一 民間事業者等 条例等の規定により書面または電磁的記録の保存等をしななければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ (略)
- ロ 福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年福井県条例第五十七号)第二条第二号に掲げる県の機関等
- ハ (略)

二 条例等 条例(福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)を除く。)  
 三〇十 (略)

二 条例等 条例および規則(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第二項に規定する規程および地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)  
 三〇十 (略)

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。  
 令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治  
 福井県条例第二十九号

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例  
 福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(委員会の公開の原則)

第十六条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

(傍聴の取扱い)

第十六条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

第十七条 削除

(秩序保持に関する措置)  
 第二十条 (略)

2・3 (略)

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(意見を述べようとする者の申出)  
 第二十二條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る

(意見を述べようとする者の申出)  
 第二十二條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る

第十七條 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

(秩序保持に関する措置)  
 第二十条 (略)

2・3 (略)

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(意見を述べようとする者の申出)  
 第二十二條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る

電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（代理人または文書等による意見の陳述）

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第二十六条の二（略）

2（略）

3 第十二条の二および前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「重大な感染症のまん延防止の観点からまたは大規模な災害の発生もしくは育児、介護その他やむを得ない理由により、委員が委員会の招集場所へ参集することが困難であると認めるとき」とあるのは「必要があると認めるとき」と、同条第二項中「委員は」とあるのは「参考人は」と、同条第三項中「委員が」とあるのは「参考人が」と、「委員は」とあるのは「参考人は」と、第二十六条中「電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法（オンラインを除く。）」と読み替えるものとする。

（記録）

第二十七条（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（代理人または文書による意見の陳述）

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第二十六条の二（略）

2（略）

3 参考人については、第二十四条、第二十五条および第二十六条の規定を準用する。

（記録）

第二十七条（略）

2（略）

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十四日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇  
福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県